

法人に係る利子割（地方税）廃止に関するお知らせ

平成 25 年度税制改正より、平成 28 年 1 月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税 5%）が廃止されます。

法人のお客さまにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息から地方税の特別徴収を行いませんので、お知らせいたします。

なお、個人のお客さまにつきましては変更ございません。

<対象となる預金>

普通預金・通知預金・納税準備預金

定期預金・定期積金

<税率>

平成 27 年 12 月 31 日お支払分まで	平成 28 年 1 月 1 日以降のお支払分
20.315% (国税 15.315% 地方税 5%)	15.315% (国税 15.315% 地方税 廃止)

※上記国税には、復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは、復興特別所得税が課され、源泉徴収いたします。

- ・普通預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金は、平成 28 年 1 月 1 日以降にお支払いする預金利息より地方税を徴収いたしません。
- ・ただし、満期日が平成 27 年 12 月 31 日以前である預金について平成 28 年 1 月 1 日以降にご解約した場合、満期日までのお利息は地方税の徴収対象となりますのでご注意ください。

【ご注意】

※今後の税制改正等により、内容が変更される場合があります。

最新情報や詳細につきましては、財務省ホームページや国税庁ホームページ等でご確認いただきますようお願いいたします。

※お客さまの個別の状況に応じて、取扱いが異なる場合があります。

個別具体的なケースにかかる税務上の取扱等につきましては、税理士または最寄りの税務署にご確認いただきますようお願いいたします。